

# 廃棄物処理法政省令事項素案について (概要)

1. 適正処理の推進 ... 2-7
2. いわゆる雑品スクラップ対策 ... 8-14
3. その他(自ら処理の拡大) ... 15-17

# 廃棄物の適正処理の確保に関する課題への対応

## 1. 課題

平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案を始め、引き続き廃棄物の不適正処理事案が発生

<明らかになった課題>

- (1)許可取消し後の廃棄物処理業者等が廃棄物をなお保管している場合における対応強化等が必要
- (2)マニフェスト記載内容の信頼性担保や、電子マニフェストの活用による不適正事案の早期把握や原因究明が必要

食品不適正事案対応の経緯

- 平成28年1月 事案発覚、県が立入検査・報告徴収等
- " 2月29日 愛知県が改善命令
- " 4月18日 岐阜県及び三重県が許可取消し  
愛知県は取り消さず改善命令状態を維持
- " 6月27日 愛知県による許可取消し

## 2. 法改正事項

### (1)許可を取り消された者等に対する措置の強化

許可を取り消された廃棄物処理業者、事業を廃止した廃棄物処理業者等に対して、

- 市町村長、都道府県知事等は、処理基準に従って保管すること等、**必要な措置を命じることができる**こととする。

(第19条の10)

- 排出事業者に対する通知を義務付ける**こととする。

(第14条の2第4項、第14条の3の2第3項、第14条の5第4項及び第14条の6)

省令整備方針①

### (2)マニフェスト制度の強化

- マニフェストの記載内容についての信頼性の担保を図るため、**マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化する。** (第27条の2)

※現行：6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

→改正後：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- 特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者**に、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付に代えて、**電子マニフェストの使用を義務付ける**こととする。

(第12条の5第1項)

省令整備方針②

# (参考) 電子マニフェストについて

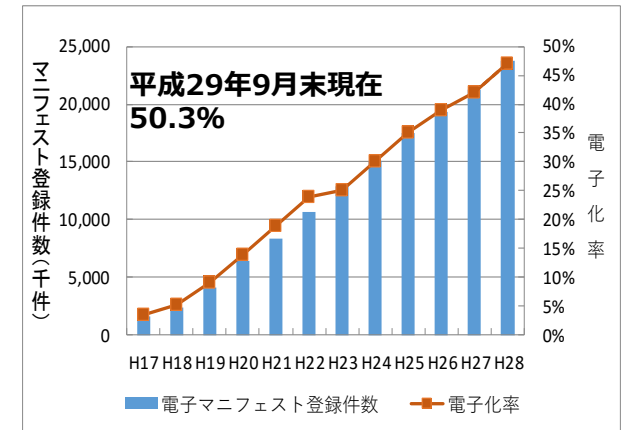
- 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）制度は、排出事業者が、その産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを把握・管理し、処理責任を果たすための制度
- 電子マニフェスト制度は、紙マニフェストに代わり、その記載内容を情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりする仕組み

## 電子マニフェスト普及の意義

**排出事業者責任の徹底・適正処理の推進**の観点から、その**普及を強力に推進する必要あり**

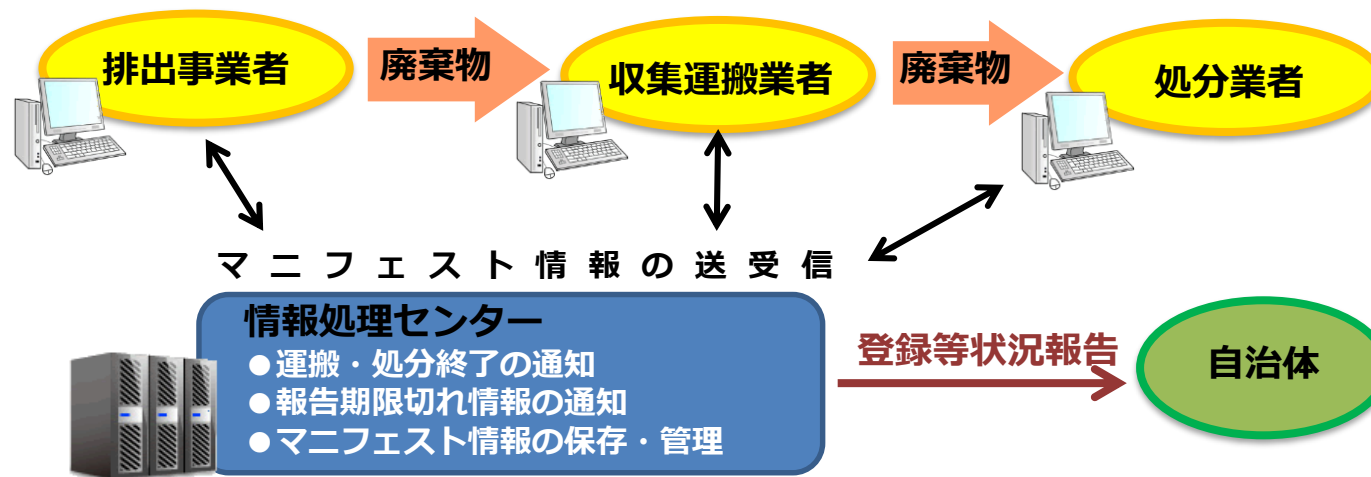
- 排出事業者が処理の状況を即時に把握可能（透明性の向上）
- 都道府県等の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化
- 排出事業者及び処理業者の事務の効率化（紙マニフェストの保管が不要）

電子マニフェスト普及率



収集運搬業者及び処分業者の電子マニフェスト加入率（平成29年9月末現在）

区分	加入率
産業廃棄物収集運搬業	33.9%
産業廃棄物処分業	59.6%
特別管理産業廃棄物収集運搬業	78.1%
特別管理産業廃棄物処分業	83.4%



## 【マニフェストの虚偽記載等の防止と電子マニフェストの機能強化】

### ○マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化 (第27条の2)

(現行：6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金→改正：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

○電子マニフェストにおいて不適正な登録・報告内容の疑いの検知に資するようシステムを改修中 (H28～29年度)

## 【廃棄物処理業者に係る対策：透明性と信頼性の強化】

### (監視体制の強化)

○都道府県等による食品廃棄物の不正転売に係る立入検査マニュアルを策定 (H28.6.21通知済)

○食品リサイクル法に基づく国の立入検査と廃棄物処理法に基づく都道府県等の立入検査の連携強化 (対策済)

### (処理状況の積極的な公開と優良な処理業者の育成)

○廃棄物関係団体に対し、排出事業者による現地確認の積極的受入れとチェックリストの整備を要請 (H28.10に全国産業廃棄物連合会が実地確認チェックリストを策定)

○優良な食品リサイクル業者育成・評価のため、全国食品リサイクル登録再生利用事業者事務連絡会に自主基準の策定や評価制度の構築を要請済み (検討経費の一部を環境省が支援)。

### (許可を取り消された廃棄物処理業者等に対する対応の強化)

○許可を取り消された処理業者等に対して、都道府県等が必要な措置を命じることができるようにする。(第19条の10)

## 【排出事業者に係る対策：食品廃棄物の転売防止対策の強化】

○食品リサイクル法における食品関連事業者が取り組むべき措置の指針(判断基準省令)の改正及び転売防止の取組強化のための食品関連事業者向けガイドラインの策定 (H29.1.26)

○排出事業者の責任の徹底、排出事業者向けのチェックリスト作成等について、都道府県等への通知(処理状況の確認等) (H29.3.21, H29.6.20通知済)

○許可を取り消された処理業者等に対して、排出事業者への通知を義務付け。(第14条の2第4項等)

# 省令の整備方針①（処理業者に係る処理困難通知）

改正法により、産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者が、許可を取り消されたとき等において、その産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理が終了していない場合は、委託者（排出事業者）に、その旨を通知することとされた。

## 主な規定見込事項

- ①収集、運搬又は処分の事業に係る許可が取り消された日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した書面を委託者に通知する。
  - ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名
  - ・許可が取り消された年月日及び当該事由の内容
- ②通知の写しの保存期間は、5年とする。

※既存の処理困難通知関係と同様の内容（施行規則第10条の6の2、3及び4）。

※このほか、事業廃止時についても同様に法定事項となったことを受け、以下の通り規定するとともに、当該省令規定事項は削除する。また、e-文書法施行規則に所要の改正を行う。）

- ①収集、運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した書面を委託者に通知する。
  - ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名
  - ・事業の全部又は一部を廃止した年月日及び当該事由の内容
- ②通知の写しの保存期間は、5年とする。

## 主な規定見込事項

### 1. 義務の対象者

- 特別管理産業廃棄物の多量排出事業者のうち、前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上（PCB廃棄物は50トンの中に含めない）の事業場を設置する者を対象とする。

### 2. 電子マニフェストの登録が困難な場合（⇒ 紙マニフェストに記載（備考・通信欄））

情報処理センターへの電子マニフェストの登録が困難な場合は、次の場合とする。

- 義務対象者等のサーバーダウンやインターネット回線の接続不具合等の電気通信回線の故障の場合、電力会社による長期間の停電の場合、異常な自然現象によって義務対象者等がインターネット回線を使えない場合など、義務対象者等が電子マニフェストを使用することが困難と認められる場合
- 離島内等で他に電子マニフェストを使用する収集運搬業者や処分業者が存在しない場合、スポット的に排出される廃棄物でそれを処理できる電子マニフェスト使用業者が近距離に存在しない場合など、電子マニフェスト使用業者に委託することが困難と認められる場合
- 常勤職員が、平成31年3月31日において全員65歳以上で、義務対象者の回線が情報処理センターと接続されていない場合

### 3. 情報処理センターへの登録期限

- 義務対象者は、運搬又は処分受託者に廃棄物を引き渡した後、3日以内（土日祝日を含めない）に、引渡し年月日等の事項を情報処理センターに登録する。

※ ただし、原則としては予約登録機能等も活用し、速やかに登録することが望ましい。

### 4. その他

- 義務対象者は、多量排出事業者として都道府県知事に提出する処理計画に、電子マニフェストの使用に関する事項も記載する。

## 1. 施行までのスケジュール

項目	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
多量排出事業者の準備		排出量の把握	○6/30 処理計画提出 ○7月～ JWNET加入 ○電子マニフェスト対応業者との契約	○4/1 施行 (予定)
講習・説明会等での周知		電子マニフェスト義務化の周知		

※この他、関係団体と協力し、団体主催の説明会等でも周知を検討

## 2. その他電子マニフェストに関する検討事項

### 1. 現場登録システムについて

- 排出事業者が運搬受託者の支援を受けてスマートフォン・タブレットを使用して排出現場で電子マニフェストの登録を行うことができるシステムを平成29年度に試行予定。
- 今後、運搬受託者や処分受託者も使用できるよう現場登録システムの強化を検討中。

### 2. 費用負担の軽減について

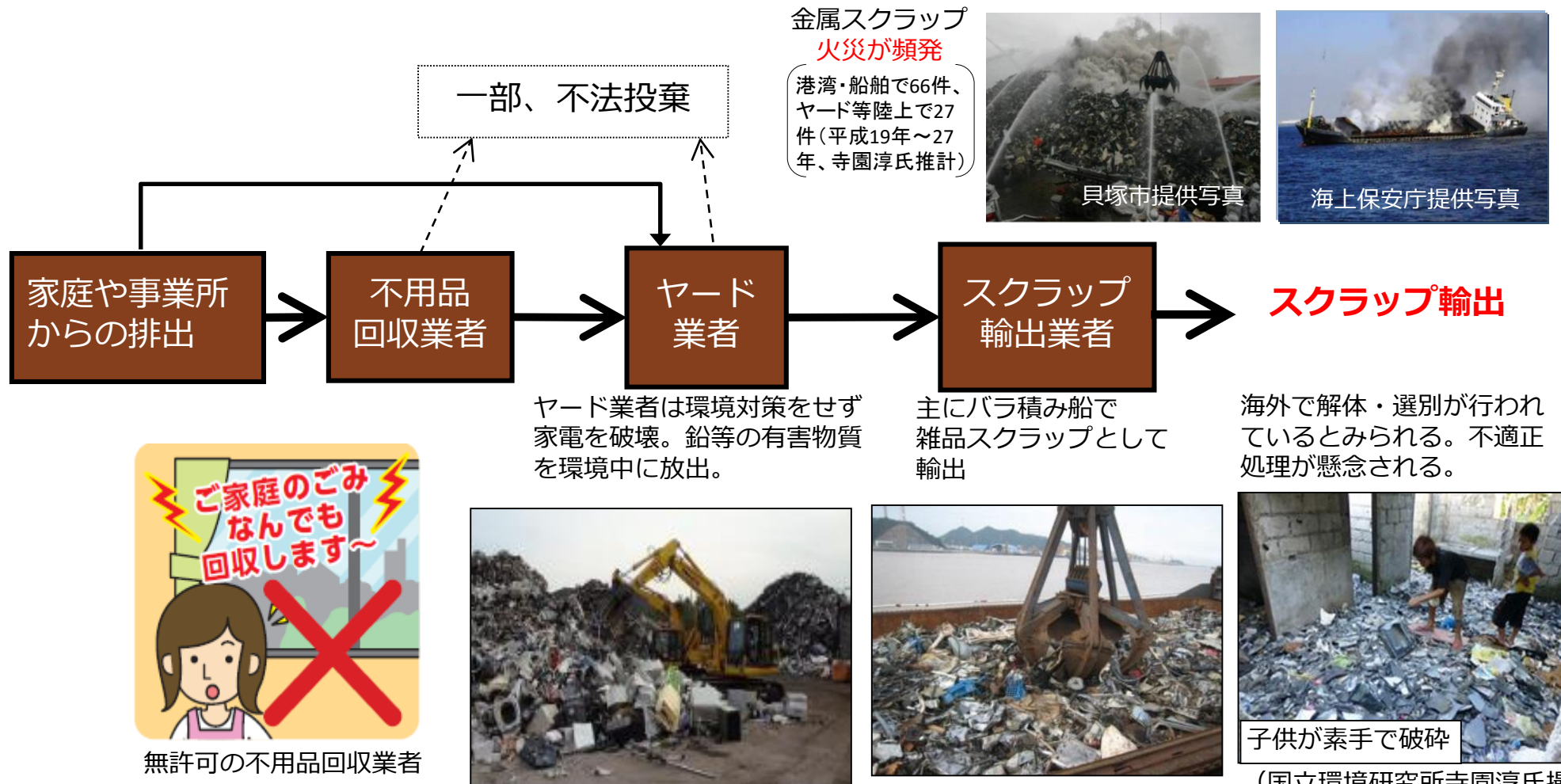
- 経済的負担の軽減については、利用状況を踏まえ、引き続き検討。
- なお、平成29年4月から、一部料金の引き下げを行った。（少量排出事業者向け(B料金)の基本料を2,160円 → 1,944円。B料金と少量排出事業者団体向け(C料金)の使用料を32.4円/件 → 21.6円/件)

※B料金：少量排出事業者向け料金、登録件数90件までの使用料は基本料に含まれる。

C料金：少量排出事業者団体（30者以上一括加入）向け料金、基本料は無料。

# 有害物を含む使用済電気電子機器に関する現状

- 有害物を含む使用済電気電子機器がその他の金属スクラップと混合されたもの（いわゆる雑品スクラップ）が輸出され、海外でリサイクルされていると見られる。 国内外の環境汚染や家電リサイクル法等の形骸化の懸念が高まっている。





# 「有害使用済機器」の保管等に関する課題への対応

## 1. 課題

- 雑品スクラップの保管又は処分が、環境保全措置が十分に講じられないまま行われることにより、火災の発生を含め、生活環境上の支障が発生。
- 有価な資源として取引される場合が多いため、廃棄物としての規制を及ぼすことが困難な事例あり。



生活環境への影響発生を抑制

## 2. 法改正事項

＜規制の内容＞（第17条の2）

- ①「有害使用済機器」※1の保管又は処分を業として行おうとする者※2に**都道府県知事への届出を義務付け**
  - ※1 使用が終了し、収集された電気電子機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの
  - ※2 届出除外対象者を省令で規定
- ②政令で定める**保管・処分に関する基準の遵守を義務付け**
- ③都道府県による**報告徴収及び立入検査、改善命令及び措置命令の対象に追加**（これらの違反があったときは罰則の対象）

金属スクラップへの混入が確認された使用済電気電子機器の例（国立環境研究所寺園淳氏撮影）



エアコン（室内機）



エアコン（室外機）



洗濯機



掃除機



扇風機



炊飯器

※ 輸出については、バーゼル法の見直しにおいて輸出承認対象にし、総合的な対策を講じる。

主な規定見込事項 （※有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会（座長：寺園淳 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター副センター長）中間取りまとめより抜粋）

## 1. 有害使用済機器の指定

### ○基本的考え方

- 本制度を運用することを通じて、いわゆる雑品スクラップの保管等の全体像を把握していくことが重要。
- また、雑品スクラップについて、適正な保管及び処分を促すとともに、リサイクル法に基づく適正処理ルートがある場合は当該ルートへ誘導することも重要。
- これらを前提として、現時点で把握している実態を踏まえ対応。特に、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれとして、鉛等の有害物質や火災リスクに着目して対象を指定。
- 運用に当たっては、実効ある制度となるよう、規制逃れを防ぎつつ、運用コスト面も勘案して対象を指定。

### ○対応方針

- 今回は、取引の全体像に関する実態把握が一定程度なされているリサイクル法の対象機器（家電4品目及び小型家電28品目）を対象として指定する。
- 現場での該非判断を実効性あるものとするため、リサイクル法上は家庭用機器に限定されているものの、有害使用済機器としては家庭用機器との差異について現場での判断が容易ではない機器に限り、それ以外の機器（いわゆる業務用機器）についても対象として指定する。
- その他の今回指定しない機器についても、当該機器の有害性や輸出実態を含む使用済機器としての流通の実態等を踏まえて対象機器を追加する等、必要な措置を引き続き検討し、適時適切に機動的な対応を行う。

## 2. 有害使用済機器の保管及び処分の基準

- 廃棄物の保管・処分の基準を基本とする。
- 保管基準のうち、保管高については、使用済電子機器の保管の実態も踏まえて対応する。特に、勾配については留意する必要があるものの、使用済電子機器の保管状態については、経験的に安定していることを踏まえると、必ずしも廃棄物と同等の勾配に関する規定が必要とはいえないことから、実態に即したものとすることとする。
- 処分基準のうち、処分の方法については、自治体アンケート、現地調査を踏まえ、基本的には破砕、切断、圧縮、解体を想定した基準とする。
- 生活環境の保全上、特に留意すべきと思われる火災の防止の観点から、原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ等の扱いについては、現地調査における取り扱い実態を踏まえ、分別した上で保管及び処分させる等必要な措置を講じる。
- 有害物質の飛散流出防止について、例えば蛍光管等水銀を含有する部品については、破損しないよう適切に分別のうえ、廃棄物として処理する場合は水銀使用製品産業廃棄物として適正に処理する等必要な措置を講じる。

## 3. 届出除外対象者

以下の者を指定する。

- ① 関係法令の許可等を受けた者（例えば、廃棄物処理法の許可等及び家電リサイクル法・小型家電リサイクル法に基づく認定等を受けた者（有害使用済機器と同等の機器を取扱う事業者に限り、許可・認定等に係る事業場と同一敷地内の事業に限る）等）
- ② 有害使用済機器の保管量が少ないこと等により、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれが少ないと考えられる者（実態調査結果等を踏まえ、事業場の敷地面積100m<sup>2</sup>未満の者を想定）
- ③ いわゆる雑品スクラップをヤードで保管等する者以外の者であって、有害使用済機器の保管等を業として行おうとする者（有害使用済機器の適正保管を行うことができることが想定できる者に限る。）（例えば、不良品等の処分を行うために、本業に付随して一時保管を行う製造業者、販売業者等※）

（※改正法の条文解釈上、適用除外と整理しうるかを精査の上、省令にて規定。）

## 4. 届出事項・書類 等

廃棄物処理法に基づく処分業の許可に関する申請事項・書類（許可基準に係るものを除く。）及び排出事業者自らが場外保管する場合の届出事項・書類を参考として定める。

### ○届出事項・書類

- 申請者の基本情報（氏名又は名称、住所、その他申請者の基本的情報を示す書類）
- 事業一般に関する事項（事務所及び事業場の所在地、事業計画の概要、事業開始年月日、事業場の概要、事業場の面積、付近の見取図、事業の用に供する場所の使用権原を有することを証する書類）
- 保管に関する事項（保管する品目、保管場所の面積、保管量・保管高の上限、保管場所の図面（平面図、構造図等））
- 処分に関する事項（処分の方法、処分する品目・数量、処分施設の種類・数量・設置場所の図面（平面図、構造図等））

### ○届出の時期

- 新規は事業開始前10日前までとすることとする。
- 届出事項の変更についても、廃棄物の取扱いを参考に、基本的に同様とすることとする。

### ○その他必要な事項

- 有害使用済機器の適正処理の観点から、同機器の保管又は処分について、帳簿を作成し備え付ける（品目毎、引取先、引取量、取扱い法（解体、処分）、引渡先、引渡数量等を記載。）。
- 有害使用済機器の保管又は処分業の一部又は全部を廃止した際の届出について規定する（廃止後10日以内に提出。）。

※上記のほか、廃止の届出に係る事務を、都道府県知事に加え指定都市の長等が行うことができるよう所要の措置を講ずる。

# 今後の検討事項（有害使用済機器関係）①

検討会中間取りまとめにおいて、有害使用済機器の保管等に係る今後の課題を以下のとおり整理しており、これを踏まえて対応することとする。

- 改正法の施行までに、先行事例である自治体の取組の水準を引き下げることがないように、ガイドラインの整備や自治体への通知の発出を進めるなど、具体的な運用面の検討を一層進め、実効ある制度となるよう努めるべきである。
- 改正法の施行後は、今回の検討会において検討を行いつつも指定対象とならなかった機器を始め対象機器について、バーゼル法の輸出確認の状況も含めた法の施行状況、機器の有害性等の更なる実態把握を行い、適時適切に機動的な対応を行うべきである。また、定期的かつ継続的な検討・機器追加を図るための方法確立すべきである。
- 給湯器、配電盤、無停電電源装置（UPS）については、現地調査において多く確認され、また、いわゆる雑品スクラップの中でも個別に有価としての取引実績があると見込まれ、かつ、火災原因となる可能性や、鉛等の含有があることから、更なる実態把握の上で、今後の機器の指定の検討に当たり特に考慮すべきである。
- その他の機器については、「有害使用済機器」という名称が法で規定されたが、「有害」「機器」という用語を狭く捉えないようにするべきである。

「有害」については、有害性の考え方について一層の検討を進めるべきである。例えば、機器に含有される有害物質の情報を引き続き収集していくなど有害物質の含有の観点にとどまらず、油の流出による土壌・水質汚染のリスクや、フロンの放出リスク、今回以上にバッテリーの存在による火災リスク等も考慮して検討すべきである。具体的な機器としては、例えば、油を含む機器としてオートバイや農機具、フロンを含む機器として自動販売機やショーケース、バッテリーを含む機器等も指定を検討すべきである。「機器」については、解体されたことで発生する部品や原材料も過度に除外されないようにすべきである。

また、今回指定することとしたリサイクル法対象機器を始めとして、業務用と家庭用の機器を環境への影響上区別する必然性は必ずしもないことから、こうした区別を設けずに機器を指定することについても検討すべきである。そして、今回の機器の指定や今後の一定の追加指定を行っても「すきま」の問題が解消しない等の判断に至った場合には、更なる実態把握の上で、機器単位ではなく、有害性の有無の観点で対象を指定することも含めて、指定の在り方を検討していくことも将来的にはありえる。

以上の多くの論点があることを踏まえ、本検討会で議論された点に十分配慮して機器の指定をすべきである。また、今回の指定は「第一歩」と考えるのが適切であり、追加指定や柔軟な運用ができるようにすべきである。

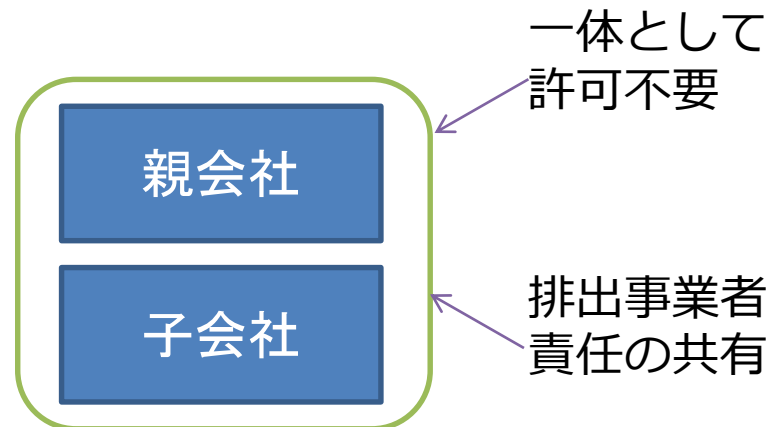
（前項からの続き）

- 法の施行後も引き続きスクラップヤードの実態把握に努めるべきである。特に、今般対象外となる機器のみを扱うスクラップヤードが一定程度出現すること等も想定されることから、法の施行状況に加えて、規制対象外として整理されるこうしたヤードについても、実態を把握すべきである。さらに、実態把握に当たっては、火災リスクを始めとした人の健康・生活環境保全上の支障の防止について、例えば、自治体を通じた規制対象内外のスクラップヤードの状況把握、輸出入される場合を含めたいわゆる雑品スクラップの全体的な物の流れの把握など、実態把握と検証を行うべきである。
- これらの実態把握等も踏まえた上で、保管基準、処分基準、届出事項の追加等、必要な対策を講じるべきである。また、今般の届出対象となっていない有害使用済機器の収集・運搬段階についても、更なる実態把握の上で、届出対象とする等、必要な対策を検討していくべきである。さらに、今後の有害使用済機器の追加と併せて、リサイクル法で回収ルートが定められていない機器についても、必要な実態把握を行った上で、排出段階からの対応の必要性を含めて対策を検討していくべきである。

## 法改正内容(第12条の7)

親子会社が一体的な経営を行うものである、及び、産業廃棄物の適正な収集、運搬又は処理ができる等の基準に適合する旨の**都道府県知事の認定を受けた場合には、当該親子会社は、産業廃棄物処理業の許可を受けず、相互に親子会社間で一体として産業廃棄物の処理を行うことができることとする。**

※廃棄物処理法上、排出事業者が自らの産業廃棄物を処理する場合には、産業廃棄物処理業の許可は不要



## 主な規定見込事項

### 1. 一体的な経営を行う事業者の基準

二以上の事業者のいずれか一の事業者が、他の事業者について、次のいずれかに該当する。

- ①当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有している。
- ②次のいずれにも該当する。
  - ・当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式、出資口数又は出資価額の3分の2以上を保有していること。
  - ・当該二以上の事業者のうち他の事業者に対し、業務を執行する役員を出向させていること。
  - ・当該二以上の事業者のうち他の事業者は、かつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物の適正処理を行ってきたこと。

### 2. 収集、運搬又は処分を行う事業者の基準

- ・認定グループ内の産廃処理について計画を有しており、処理を担う者の役割・責任の範囲が明確であること。
- ・認定グループ外の廃棄物の処理も行う場合は、それぞれ区分して行うこと。
- ・認定グループ外の者に当該産業廃棄物の処理を委託する場合は、共同して、委託を行うとともに、マニフェストを交付すること。
- ・知識及び技能を有すること。
- ・経理的基礎を有すること。
- ・欠格要件等に該当しないこと。
- ・基準に適合する施設を有すること。
- 等

### 3. 申請先・申請方法

- ・申請に係る産業廃棄物の積卸しを行う区域、処分施設が存在する区域を管轄する都道府県知事に申請。（※当該区域が二以上の都道府県にまたがる場合は、それぞれに申請。）



## 4. 申請書・添付書類

- 事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名、議決権保有割合に関する事項、実施体制に関する事項に加え、当該申請に係る産業廃棄物の種類、処理の範囲及び処理を行う区域等を記載した申請書を都道府県知事に提出する。
- 申請書には、当該申請に係る事業概要、一連の処理の行程、施設に関する事項等を記載した事業計画を添付。
- 併せて、定款又は寄付行為及び登記事項証明書等（子会社の株主名簿、かつて同一の事業者であったことを証明できる登記書類）、役員の氏名及び住所（※親会社からの出向者を明記）、各種基準に適合することを示す書類等を添付。

## 5. 報告

- 毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における当該認定に係る産業廃棄物の処理に関し、報告書を都道府県知事に提出する。

※上記のほか、変更の認定申請、軽微変更、変更の届出、廃止の届出、帳簿記載事項等について必要な措置を規定する。また、当該認定及び変更の認定に関する事務の一部等を、都道府県知事に加え指定都市の長等が行うことができるよう、所要の措置を講ずる。

改正法に係る施行期日等は、以下のとおりとする。

## 主な規定見込事項

### 1. 改正法の施行期日を定める政令

- 改正法（電子マニフェストの一部義務化関係を除く。）※の施行期日は、平成30年4月1日とする。
- 改正法のうち、電子マニフェストの一部義務化関係の施行期日は、平成32年4月1日とする。  
※なお、改正法の施行の際に現に有害使用済機器の保管等を業として行っている者については、施行後6ヶ月間（10月1日まで）、届出の猶予期間。

### 2. その他

- 電子マニフェストの一部義務化関係の規定の施行に当たり必要な経過措置を講ずる。併せて、上記施行期日以前における電子マニフェスト使用者に係る情報処理センターへの登録期限等を3日以内（土日祝日を除く。）に改め、その施行期日は、平成31年4月1日とする。